

# 英語の時制と叙法の研究

第1巻第1号 (通巻1号)

1999年3月6日発行

於・青山学院大学 中澤和夫先生卒業論文発表会

卒業論文『英語の時制の研究』1999.1.15

青山学院大学文学部第二部英米文学科4年 林 靖 久

\*\*\*\*\*  
英語の時制は実は時とはあまり関係のないものなのです。ただそれは二次的に時の順序も表現できるというだけだったのです。中学以来いくつかの疑問が僕を悩ませていましたが、この理論の開発でそれはすっきりと氷解したと自負しています。このレジュメは卒論自身に多少補足したものです。同様の意見の方が増えればと思います。はじめは手探りで研究していましたが、戦前にほぼ同様の学術論文があることもわかりました。現在、時制についての論著はほとんど皆無に等しく、本論でも引用させて頂いている細江博士の『動詞時制の研究』『動詞叙法の研究』が唯一、本質をついた書であろうと思います。いまでは古書としてしか手に入りませんが、西早稲田の五十嵐書店(03-3202-8201)ではいまだによく売れているとか(神田神保町の半額だったのがうれしい)。ただし、細江博士は助動詞の構文の考え方がいまひとつで、時枝誠記の『日本文法』にみる主観法と客観法という考え方(前者を辭の表現、後者を詞の表現という。)がなかったため、『想像(推測)叙述』(未来時制)を認め、直説法過去と同じカテゴリに分類してしまうような誤りを犯していました。僕の論にはこうした不具合は最初からありません。少し内容の重複した箇所はありますが...(^\_^;)もし少しでもこの理論に興味をもって頂ければ幸いです。なお、当たり前ながら、本文の無断転載、盗用を禁じます。  
\*\*\*\*\*

## 論文の目次

序論	1
本論	2
・ 内と外	2
A. 動詞時制の研究	2
・ 主観法と客観法	6
A. 時枝国文法の詞と辞	6
B. 主観法と客観法	8
・ 動詞の屈折形	12
A. 形態的二法二時制	12
B. 完了相と時制の一致	21
(1) 完了相	21
(2) 時制の一致	29
C. 現在形	31
1. 直説法現在とは	31
a. 単数現在	33
b. 普遍の真理	33
c. 劇句現在	33
D. 過去形	33
1. 直説法過去	33
2. PEの仮定法	35
(1) 仮定法概観	35
(a) 仮定法の構造	35
(b) 仮定法の消滅と法助動詞	37
(c) 動詞の無屈折語化傾向	41
(d) 正のない仮定法	42
(e) 直説法現在のIfと直説法過去のIf	45
E. 不定形	45
1. 命令法と仮定法現在	45
・ まとめ	47
・ 引証資料リスト	51

# 序論

従来の時制論の過去、現在、未来という視点では多くの事項が時制論の例外事項としてしか説明できない。本来、英文法はシンプルならずであり、例外が多いということはその視点が誤りであると考えられる。例えば、一番大きな例外事項としては仮定法がある。PEにおける仮定法の文では過去形や過去完了形を使うが、時制論ではあまりに大きなものであったため、別に章を設けて扱う以外になかった。しかも、なぜ仮定法の文では過去形や過去完了形が使われるのかすっきり説明した本は少ない。このことを「現実から離れた世界の事象については過去形で表す。」と説明すれば「過去形が表す世界は過去だけではない」ことが露見し従来の時制論の過去、現在、未来という視点では仮定法は例外事項としてしか説明できず、時制論の時間的視点そのものを否定しないと一般事項としての説明は難しい。すなわち、例外的説明が多いならばその視点が誤りである可能性があるとする帰納的に考えられる。本論は、この仮定法と時制論を一度統合し包括的な時制論として出発したが、その結果得られた結論は時制論そのものを否定してしまった。つまり、『動詞の屈折は時制とは異なる因子で変化する / 時制論に代わるものが存在する。』という結論である。さらに、その他の多くの例外事項の一般事項としての説明が可能である。

# 本論

## . 内と外

### A . 動詞時制の研究

英語の動詞および助動詞の時制的な屈折は、時とは無関係に起こると考えたほうがよい。結論からいえば、現在形は発話者や書き手のBODYの外にある環境の世界の事象を表現し、過去形は発話者や書き手のMINDの中の思考の世界の事象を表現するものである。この結論に達するのには、それほどの書を読まずとも可能であった。現在、英語を学び、また、教える際に生まれる小さな疑問に正面から帰納的に考察することが世者をこの論に至らしめた。論を進めるうちに、偶然、拙論とはほぼ同様の疑問をもち、そっくりの事例を挙げて発表された師の論を読むことになったのではあるが、本論の発想はオリジナルな帰納的思考過程によるものであることを付記しておく。時を越え先人の論を知らずに同様の論を結ぶ者が出たということも本論を支持する論拠になるかとも考えるが、先人ともども同様の誤認であろうとの口にも戸は閉てられまい。先人とは細工師博士のことであるが、蓋し、戦前、細工博士が、山田孝夫(やまだよしお)博士の『日本文法論』のP.413-442『文法上の時の論』にヒントを得て発表した『動詞時制の研究』と『動詞時制の研究』とで論じていたことは大方間違いではない。ただ、彼が舌足らずであったため、それを完全に理解できる人がいなかった。現代の英語学でも、英語は現在形と過去形との2時制である・・・とするのが通説となりつつある。つまり未来形の助動詞willやshallは形態的に現在形であるから、未来形は認められない。また、現在形は必ずしも現在だけを表さないし、過去形も必ずしも過去だけを表さない。すなわち現在形には「未来」や「普遍的真理」、「劇的現在」などの用法が知られ、過去形には「仮定法の専用過去形過去完了も同じとする」が知られているからである。第一、ゲルマン語の本質として英語は本来2時制でないとおかしい(参考:松浪 有編『英語学コース[2]英文法』大修館(1988)、104、松浪 有・村田勇三郎・成田圭一)。つまり英文法には、実は時とは異なる意味論的文法規則と尺度があって、2次的に時間も表すことができるというだけなのである。その証拠に、例えばホービ語や日本語には時制はなく法に關係する妥当性という言語的分類基準があるのみ(参考:池上嘉彦『「する」と「なる」の言語学』大修館143-4)でも、ちゃんと時を表すことはできる。第一、英語もひとつの言語である以上、時間の経過くらい表せないようでは不自由であるから、時の経過を表すことは当たり前だと考えられる。従って、英文法を時の尺度で分けてはよいのでない。本来シンプルな英文法がより複雑化してしまい、僕らは話してしまいます。

動詞の屈折形よりも完了相のほうが意味論的には時制の概念に近いものを表現しているが、完了相は時制というよりもむしろアスペクトであると考え、時制という項目は特に必要がない。本論では、完了相(完了形)がひとつの動詞の屈折形ではないことから文法的な時制としては認めない立場を採用する。すなわち、完了相の現在完了は現在形として扱い、過去完了は過去形として扱い、意味的尺度で文法を分けない。さらに完了不定詞も不定形として扱う。なぜなら、時制の一致や仮定法の問題を解く時に、一度その時間的意図から離れ、現在完了は現在形として、過去完了は過去形としてhave(had)のみを見て形態的に処理するほうが混乱がないからである。つまり、意味的尺度を採用すると時制の一致で従属節に現在完了が生起しない現象

**I thought it was right. (それは正しいと思った)**

**I thought it had been right. (それは正しかったと思った)**

**\*I thought it has been right. (それは正しかったと思った)**

や仮定法に現在完了が使われない理由が説明できないからである。また同時に英語の時制は現在形と過去形と不定形の3つに絞られる。ここで不定形を除けば英語の時制は形態的に2時制であるとする立場は守られる。さらに、現在完了は現在形として、過去完了は過去形としてhave(had)のみを見て処理すると、仮定法も仮定法過去と仮定法過去完了とがひとつになり、残るは仮定法現在のみとなる。ところがこの仮定法現在はアメリカ英語に残存するのみで、実は仮定法助動詞shouldの省略ではなくOEにみられた動詞の仮定法屈折の名残であることが知られている。つまり最近、仮定法が消えたと言われるのは、仮定法助動詞の発達によってわざわざ動詞の仮定法屈折を覚えて使用する必然性が薄れたということなのである。イギリス英語にみられる仮定法助動詞shouldは仮定法現在を直説法過去に収束させるものである。すなわち、すべての仮定法は事実上直説法過去に収束し、よってすべての仮定法は過去形のひとつの用法に収束しつつある。

現在形とは、過去形とは何なのか? 助動詞のある文とない文とではどこが違うのか。これがこの論文のテーマなのであるが、文法が違っても試験の文法問題はちゃんと解ける。さらにこの非常にシンプルな英文法は、文法問題をもっと簡単に解答できるようにするばかりでなく、実際の会話や英文の購読においても、発話や理解を従来よりもずっと容易にすることが可能であると考えている。この理論では直説法から分離された直説法過去と仮定法(すべて過去)とがひとつにまとめられることになる。命令法はおそらく仮定法

定法現在の類形であるから、これも過去形のカテゴリに入り、法は最終的に直説法現在(叙実法)と直説法過去(叙概法)との2法にまとめられ、かつて考察されてきた時制という文法項目は排除される。これにより英文法は従来よりずっとシンプルになることが実現化するのである。

## 主観法と客観法

### A. 時枝国文法の詞と辞

時枝蔵記の『国語国文学大系 現代の国語学 (1956) P.183によれば

一般に、表現には、素材的客体的なものと、それに向けられる主体の意識とが、渾然と結合して、一つの統一体を構成するものであることは、音楽においても、絵画においても、文学においても同様である。(中略)言語、特に国語においては、素材的なものと、主体的なものとを、それぞれ、別個に言語として表現することができるという点で、他の芸術的表現と著しく相違する。ある事物や事柄を、体言や名詞として表現するのは、純粋に素材的表現であり(厳密にいへば、一つの事物や事柄の表現にも、それが語として表現されるには、素材に対する主体の意味作用が関与するのであるが、それは、語を成立させる条件であつて、意味作用そのものを表現するのが目的ではない)、感動詞として表現するのは、純粋に主体的表現である。(中略)ともかくも、言語表現には、二つの著しく異なつたものがあり、素材の表現に属するものを、「詞」と名づけ、主体の表現に属するものを、「辞」と名づける。(中略)。これを表示すれば、次のやうになる。

詞 —— 表現内容を、素材化(客体化、概念化)の過程を経て表現するもの、客体的表現

辞 —— 表現内容を、素材化(客体化、概念化)せず、そのまま直接に表現するもの、主体的表現

(中略)第三者或は第二人称者の感情意志等は、本来、話手に対立した事柄であるから、「辞」として表現することは出来ない。

とし、言葉が表わす世界には客体的な世界と主体的な世界とが存在すると指摘している。さらに同氏の『日本文法 口語篇』(岩波全書 1950)による助動詞の説明によれば

助動詞は辭に屬するものとして、辭の一般性に於いて、他の感動詞、接續詞、助詞と同様に、話手の立場の直接表現であり、従つて、話手以外の思想を表現することの出来ないものであり、常に詞と結合して始めて具體的な思想の表現となることに於いて共通するのであるが、最もその性質が近い助詞と比較して、(中略)。助動詞は、話手の立場の中、何等かの陳述を表現するものであり、(以下省略)。

とあり、つまり、時枝によれば、日本文法の助動詞は主体的な表現であり、話手以外の思想を表現することの出来ないものであり、その表わす内容は話手の立場に於ける個人的主観によるものだけである。英語についても同様のことがいえないかと思うが、『視点と主観性 日英語助動詞の分析』(澤田治美著、1993/ひつじ書房)は助動詞のある文とない文を主観表現と客観表現にわけて論じ、さらに助動詞を主観的助動詞と客観的助動詞とにわけてくわしく論じているのでぜひ参照されたい。

### B. 主観法と客観法

「動詞の現在形は一般的事実を述べることもある」とある参考書に書いてあったと記憶している。このとき、これは間違いだと気がついた。動詞の現在形は一般的事実、すなわち客観的事実を述べるのではなく、事実を客観的に述べるのだと考えたわけです。すると、客観的な事象とそうでない事象とが存在するのではないかという発見をした。そして、それらに対応した表現で言語は2分されることが推定され、本論は主観法と客観法とそれを名づけた。英語で主観を表すには助動詞を使った新しい方法とそれを使わない原始的な方法とがある。これに対し客観的に事実を示す用法、すなわち、拙者が参考書で見た動詞の現在形の事実を客観的に述べる用法があることがわかった。

さて、『歴史的にさぐる現代の英文法』(中尾俊夫・児馬 修 編著 1990 大修館)P61によれば

may, can, must など法助動詞は元來本動詞だったがその役割を be able to, have to, be going to などにゆずった。いっぽう文の主語の気持を表す元來の「義務的意味」の他に当該文の発話者の気持を表す「認識的意味」を発達させ、両者が対立するようになる (§ 3.1.2)。

とあり、法助動詞は発話者の気持を表すということであり、やはり英語文法においても、法助動詞が表すものは発話者の主体的観念であるということである。

過去を表す時に、主観的な助動詞が入ると過去形が機能しないが、これについては『視点と主観性 日英語助動詞の分析』澤田治美(1993/ひつじ書房)に詳しい。以下は本論の見解である。

日本語では、述動詞の終止形で文末をしめくると何故か落ち着かないことがある。それは、日常使う言語環境の中では、何かしらの助詞や助動詞を使って、一文全体を感情や主観の表現に変えて、意志や主観の伝達を行うことが多いからである。つまり、“AはBである。”とかいう一文もたくさん集まれば、結局、文章全体として“...それで僕はこう思った。”とかの意志や主観の表現に終わることが多いわけである。すなわち、一部の主観表現が全体を支配することが多い。しかし、このことは他の言語においても言える現象ではないだろうか。こうした観点から現在の学校英文法の体系を考えて直してみたいと思う。

ここで、“AはBである。”という類のものを客観表現とし、“私は‘AはBである。’と思う。”という類の構文を主観表現と呼ぶことにしたい。そして、さらに客観表現で一般情報の伝達が行われ、主観表現では意志や主観の伝達となされると定義したいと思う。これをそれぞれ客観法、主観法と呼ぶ。すると、客観表現に始まった情報は、主観表現に終わるであろうと予言できることになる。主観表現という意志の伝達は、ヒト固有の表現法であり、これをコンピューターの人工知能によって行うことはできないと思われる。つまりヒトはコンピューターではない以上、その言語活動で最も重要なことは、意志や主観の伝達であろうというのである。英語の場合、主観表現は、助動詞(句)を使うことで完成させている。

will, be going to, used to, ought to, .....

ただし、一般にいう助動詞(句)には、完了形のhave, hadも含まれることがあるのだが、ここではこれを別に考えたいので、ここでいう助動詞を特に主観語と呼ぶことにする。ところで、be going to は、客観法を用いて主観表現を実現している。進行形で主体(主語)の能動的状態を示し、go[移る]の作用により意志が示され、toで想起する次の到達点を示し、主観表現となったものである。I'm coming! (いま、行くよ。)なども、客観法で状況を示しながら意志を伝達する表現法である。

主観は心の世界でありMoodである。英語は形態的に2時制であり、現在形による現実世界に対する主観と過去形による体験できない世界に対する主観とがある。古英語の仮定法の屈折形はいちいち覚えるのが大変であり、(古英語の助動詞は312しかない?にせよ)、仮定を表現するのに特に仮定法を使う必要もなかったともいわれ、仮想という非現実世界の事象に言及するには、主観語の過去形で充分事が足りたわけであり、直説法過去による代用の方が簡単であったのであろう。簡単にまとめると次のようになる。

主観×現実世界 = 助動詞×直説法現在

主観×非現実世界 = 助動詞×直説法過去

本論の発想はほとんどオリジナルに生まれたものであるが、偶然にも、直説法現在形と直説法過去形の部分については細江逸記氏の見解に近く、主観法と客観法という部分については時枝誠記氏や澤田治美氏の見解に近い。大まかにはこの2つ理論とその他の小さな理論を組み合わせて完成したものであると考えてもらってかまわない!

## 動詞の屈折形

### A. 形態的二法二時制

英語の助動詞はある事柄を事実として述べる直説法(Indicative Mood)と事柄を心の中で想定して述べる場合の仮定法(Subjunctive Mood)に分けることができ、仮定法は主として仮定の条件や願望を表すために使われる。(『改訂三版英文法解説』/江川泰一郎(1991)/金子書房)

また、通常はこれに命令法を加えるが、『ロングマン応用言語学用語辞典』(1988)によればPEでは仮定法の形式はほとんど使われないとされ、現代英語において仮定法が直説法過去で代用されているということを暗示している。

<p><b>mood</b> /mu: d/ n 法</p> <p>しばしば動詞の形式によって示され、話されたり書かれたりする事柄に対する話し手あるいは書き手の態度を表す一組の言語的対立をいう。法は次の三種類に分類されることが多い。</p> <p>(1) <b>直説法(indicative mood)</b>: 平叙文(DECLARATIVE SENTENCE)あるいは疑問文(QUESTION)で使用される動詞の形式。 たとえば: She sat down. Are you coming?</p> <p>(2) <b>命令法(Imperative mood)</b>: 命令文において使用される動詞の形式。 たとえば: Be quiet! Put it on the table!</p> <p>英語では、命令文は時制あるいは完了相を持たないが(ASPECTを参照)、進行相では使われることがある。たとえば: Be waiting for me at five.</p> <p>(3) <b>仮定法(subjunctive mood)</b>: しばしば不確実な事実、願望、要求などを表すのに使われる動詞の形式。直説法とは違って、仮定法は通例事実と反するあるいは仮定的な状況に言及する。英語では、仮定法の形式が使用されることはもはやほとんどない。現存する数少ない形式は次のとおりである: (a) be動詞のbe(仮定法現在)とwere(仮定法過去)。 (b) 語幹の形式、たとえばhave, come, sing(仮定法現在のみ)。 仮定法の形式は、以下のように今でも時おり使用される: (a) ある動詞の後のthat節。たとえば: It is required that he be present. I demand that he come at once. (b) 節におけるbeの仮定法過去。たとえば: If I were you, I'd go there. (c) いくつかの固定した表現。たとえば: So be it.</p> <p>&lt;参考文献: Quirk et al 1985 &gt;</p>
---

“英語では、仮定法の形式が使用されることはもはやほとんどない...”といった部分などは意味すれば、一般動詞の仮定法過去(本論では過去完了は過去に含むものとする)は現在使われない表現ということになるが、あるいは仮定法に含まれないことになるが、実はこの部分において、一般動詞の仮定法過去は直説法過去による仮定法の代用だということ述べているのである。

<p><b>tense</b> /tens/ <i>n</i> 時制 動詞の形式と、その動詞が表す行為や状態の時との関係。 英語では、動詞の過去時制(PAST TENSE)か現在時制(PRESENT TENSE)である。しかし、動詞の現在時制は以下のように使われることもある。 (a)無條件表現 The sun rise in the east. (b)未来の出来事: I leave am leaving next Monday. (c)過去の出来事についての劇的効果をねらう: Suddenly she collapses on the floor. 動詞の過去時制は、条件節(CONDITIONALを参照)で使われることもある: If you worked harder, you would pass the exam. MOOD &lt;参考文献: Quirk et al 1985&gt;</p>
<p><b>conditional</b> 条件法 想像した、あるいは仮定した状況や出来事を述べる文法的法(MOOD)。言語によっては動詞に接辞(AFFIX)を付加することによって表される。たとえば、フランス語の je donnerais 「私は与えるだろう」ではaisが動詞の不定詞donner「与える」に付加された条件法接辞である。英語では、以下のような文においてshouldとwouldが時おり条件法であるとされる。 We should like to me her. I would go if I could.</p>

**発音記号は省略した。**

本論では、“英語では、動詞の過去時制(PAST TENSE)か現在時制(PRESENT TENSE)である。”という『ロングマン応用言語学用語辞典』(1988)の解説のような形態的時制の立場を採るが、ただし、**英語の動詞の形式と**、その動詞が表す行為や状態の時との関係は従来の時制論より希薄であるとする。つまり、未来時制というものを認めない立場であるだけに終わらず、英文法と動詞の形式と時との関係は希薄であるとするものである。すなわち、時制論そのものを認めない立場を主張するものである。江川氏の立場では、中立的に、未来時制という言葉は使わないが、『改訂三版英文法解説』の第9章「動詞の時制」において、**現在時制** **過去時制** **未来の表し方** **進行形** **完了形** という構成をしていることを考えると、**英語の動詞の形式と**その動詞が表す行為や状態の時との関係において、**進行相**や**完了相**をも**時制**という項目に取り込んでいくことになる。『ロングマン応用言語学用語辞典』(1988)による**時制(TENSE)**の定義は、「**動詞の形式と**、その動詞が表す行為や状態の時との関係」というものだが、**完了相**を過去分詞と化した動詞の一形態とするならば、いわゆるVOICE(受動態)や、**進行相**や**動名詞**も形態的に動詞の一形式ということになる。しかしこれらは“時”という尺度からの排除を受けて別章で扱われるのである。ここで、なぜ“時”という尺度で分類されなければならないのだろうかと考える。もっとほかの分類法があるのではないだろうか。仮定法についても受動態と同様に時制とは別章で論じられていることが多い。江川氏の『改訂三版英文法解説』でも第10章「仮定法」において解説し、第9章「動詞の時制」との差別化を図っている。これは仮定法が時制論では扱いきれないものだからであると考えている。

さて、上とは違い、完了相と受動態とを過去分詞の用法として分類し、時制の項目から外してみる。進行相も動名詞と同じ章にまとめることにする。そうして形態的時制の立場を採ると、**現在時制**と**過去時制**とに分類できる。未来は『ロングマン応用言語学用語辞典』(1988)による**時制(TENSE)**にある例の (b) **未来の出来事** : I leave / am leaving next Monday. のように**現在時制**でも**進行相**でも表せることが知られている。また、willは法助動詞willの**現在時制**の形態であるから、これを**現在時制**として扱うものとする。“形態的に見れば、英語の定形動詞には**現在時制(present tense)**と**過去時制(past tense)**の2時制しかない」といっても、ゲルマン語の本質として、本来2時制しかないのである。...(中略)...文法家のなかには「**未来時制**」を認めようとするものもあって、この場合は全く意味の基準によるほかはないが、その点にかかって混乱が生じがちである。...(中略)...結論として、**英語の時制は** **現在時制**と**過去時制**の2つであるということである。ただし、**現在時制**が**現在時**のできごとを表し、**過去時制**が**過去時**のできごとを表すというような簡単な割り切り方はできない。現在時制が**未来時**または**過去時**に関することから表すこともあり、また**過去時制**が**去的過去**・**過去完了**のこともあり、また法助動詞による**仮定表現**であることもある。さらにこれらが**完了**・**進行形**の**アスペクト**の**形式**と**重なり合う**わけである(『英語学コース [2] 英文法(1988)』/松浪 有 編、秋元実治、成田圭市、松浪 有、村田勇三郎 共著/大修館書店)。”というように、形態的に見れば、英語の定形動詞には**現在時制(present tense)**と**過去時制(past tense)**の2時制しかないことは、すでに言われていることであるが、さらに**現在時制**が必ずしも**現在**のみを表し、**過去時制**が必ずしも**過去**に限定された用法を持つものではないという指摘がある。

言語に表す世界は、具象の世界と心の世界との二つであるのだとする細江逸記博士の意見である。

『動詞用法の研究』(細江逸記 昭和8年 泰文堂) P.3-P.5の「二つの世界」によれば、言語に表す世界は、具象の世界と心の世界との二つであるのだという。

吾々は生を具象の世界に営み、己の感覚に訴へてその中に現はるゝ諸の事象を觀、必要に感じてその觀るところを言語に写して発表する。(具象の世界)

Dogs run. (犬が走る)

Stars twinkle. (星がまたたく)

Those grapes are ripe. (あの葡萄は熟して居る)

吾々が存在する世界は、常にその如き事象現象のみに成り立つ具象の世界ばかりではなく、そこに吾々の経験が呼び起す別個の世界がある。それは吾々の心の世界である。(心の世界)

I will eat them. (あれを喰べよう)

Were they sour, I would not eat them. (酸っぱければ喰べない)

文法上の原則的解釈によれば、その如く、陳述せらるゝ事柄の、言者の心中に於ける影象様式の異なるにつれて、言ひ換えれば其事柄が、言者の脳裡に於いて如何に見らるゝかに従つて、これを発表するに用ふる言語の動詞に現はるゝ区別を、其動詞の Mood の区別といふのである。この mood なる語を如何に邦訳すべきか。従来「法」と称へられて来たが、どうもあまり適切なる訳語とは考へられない。然しながら、この語は既に久しき間殆んど凡ての人に用ひられて居るが故に、私はこれを尊重することゝし、只一字を加えて『叙法』と名附けることにする。(一部中旧字修正改略)

この見解に近い意見が最近増えつつある。代々木ゼミナール講師の鬼塚幹彦氏「英語の時制は時とは無関係で時制しかない、近いか、遠いか。つまり Real形（現実形）と非 Real形しかありません。」と年以上前から講義していますし、最近も同じ代々木ゼミナールの小倉 弘氏が研究社から、鬼塚氏の『鬼塚の英語マニュアル』(1994.7.25、代々木ライブラリー)とほぼ同意見の『受験英語禁止令』(1998.12.20) という本を出した。また、中川謙雄氏(大阪府立八尾高校教諭)の『英文法がわからない!?!』(1996) 研究社によれば P.111~112

直説法は現実世界で事実をありのままに述べる方法です。それに対し、仮定法は非現実世界で事実と反する仮定をし、自分の推測・願望などを表現豊かに文学的に述べる方法です。

直説法：事実をありのままに述べる方法。

I want to be with you. Since I am not a bird, I cannot fly to you.

「あなたと一緒にいたいけど、鳥じゃないから、あなたのところに飛んでゆくことはできない」

仮定法：過去形を使って、事実と反することを想定する方法。

I wish I was with you.「あなたと一緒にだったらいいのになあ」

If I were a bird, I could fly with you.

「もし私が鳥(だった)ならば、君のところへ飛んでゆけるのに」

If I could fly like a bird, I would fly to you.

「もし私が鳥のように飛べるなら、君のところへ飛んでゆくだろうに」

と解説されています。ただし、中川氏は同著P.112において

「現在形を過去形にすれば非現実世界での話、すなわち仮定法になる、ということは過去形、未来形にも当てはまります。過去形をひとつ過去にずらせば過去完了、つまり過去の事実と反する仮定法過去完了の文になり、未来形をひとつ過去にずらせば、不確実な事柄を表す仮定法現在の文になります。」と解説し

-----  
【Reality】現実世界(直説法)

時を過去にずらす

-----  
【Unreality】非現実世界(仮定法)

と図示しているが(図の一部は省略した)、ここに説の一貫性が感じられず、未だ過渡的な解説であると思う。すなわち「英語の時制は時とは無関係である」という鬼塚氏のはつきりした見解に対し、未だ、時の観念を捨て切れぬ部分が見え隠れする点である。まず、上の仮定法の例文の訳部分に於いて

「あなたと一緒だったらいいのになあ」

「もし私が飛だったらならば、君のところへ飛んでゆけるのに」

「もし私が鳥のように飛べるなら、君のところへ飛んでゆらうに」

というように、ゆる過去を表す「た」の部分に下線を引いてどことなくこじつけている点のひとつ。次に未来形を認めている点のひとつ。さらに「xx形をひとつ過去にずらす」という言い方を現在形にだけ使っていない点などは、現在形をひとつ過去にずらすと現在完了になってしまい、仮定法では現在完了を使わないことが説明しにくかったのではないかと考えうる。そして同著P.113の仮定法現在の部分で

「未来をひとつ過去にずらせば現在形になります。それでは直説法現在と同じになるので、助動詞 will, shall を取り去った動詞の原形のままで仮定法であることを表します。」

と一見してもっともな解説をされているが、助動詞 will, shall を未来形とするならば、「仮定法過去形を使って、事実と反することを想定する方法。」というP.112の解説からして過去形 would, should を使うことが予測され、省略するのならこちらではないかと言いたいところである。この場合、助動詞 will, shall は直説法であり形態的には現在形であるという認識がなかったのである。「未来をひとつ過去にずらせば現在形になりますという解説は誤りであり、まず「助動詞を過去形にすると仮定法になります」とすべきであった。つまり仮定法の解説に未来時制という観念が邪魔になるわけである。また、一方では「xx形をひとつ過去にずらす」という言い方がそもそも仮定法の解説には合わないものである。現在形を時間軸上でひとつ過去にずらすと現在完了になってしまい、仮定法では現在完了を使わないことが説明しにくくなるという点は皆筒した通りである。

## B. 完了相と時制の一致

### (1) 完了相

「接続法には二つの形がある。伝統的に、接続法現在と接続法過去と呼ばれてきたものである。ただし、両者の区別は時制よりも法に多く関係している。」(『現代英語文法大学編・新版』P.75-3-23 接続法の形態)

この説に立つといゆる仮定法過去完了という項目を仮定法過去から独立した立場で考えなくてよいことになり、さらには直説法過去完了も直説法過去として扱えることになり、英文法をよりシンプルなものにできる。では仮定法過去完了をどう考えるかという、直説法現在の完了相を仮定法に Mood Shift しただけのことと考えるのである。もっと簡単に

単に言う、直説法現在のhaveをhadに変えただけである。ここでもやはり、両者の区別が判別よりも法に多く関係していると思うが、そもそも完了相は古英語においてはラテン語や現代独逸語のようにhave+O+P.P.という形であったということは英語史上周知の事実であり、細江博士もこの点を指摘して

「haveのみが実際の動詞で、それに伴ふ名詞又はその相当語はその目的であり、過去分詞は所謂「目的補語」(Objective Complement)として用いられたものであることが明瞭である。」(P.51『動詞時制の研究』)

と述べている。しかしながら、“Present Perfect”について細江博士は『確認確述』なる呼称を同書P.71に於いて与え、P.41に於いて『直感直叙』とした“Present Tense”とは明確なる差別化を図っており、この部分については一般的な研究者に向けた解説の便宜上、意味論的な視点をあえて残したのであろうと考える。ここで博士の思想について、時制という項目に時とは異なる尺度を意味論的に提案したものであり、後著の『動詞綴法の研究』(昭和8年 泰文堂)のP.3-2.「二つの世界」に表した「言語に表す世界は、具象の世界と心の世界との二つである(大意)」ののだという形態論的な視点に於いてまとめられる。『動詞綴法の研究』(P.41~43)において

“Present Tense” = 『直感直叙』

“Present Perfect” = 『確認確述』

の両者は真正正銘『叙述法』であり、『Indicating”Moodと称すべく、Indicativeの名はこれ等の場合に最も相応しく、『直接法』といふ我が国に於ける古い訳名もこゝには当嵌めて差支への無い様に思われる。』として、現在形と現在完了相を同じMoodに分類している。

これは本論と見解をほぼ同じにする点である。あくまで“形態的二時制”という視点に基づく本論の主張では完了相はhaveの用法であり、過去分詞の用法であり“形態的二時制”の中に収まらねばこれらは扱う項目を別にしなければならぬと考えるものである。根拠としては直説法、仮定法ともに所謂“時制の一致”の屈折的影響を受けるのはhaveの部分のみであり、その本来、目的補語に当たる部分は影響を受けない点であり、たとえ完了時制という時制帯が存在してもそれは意味論的な影響を受けないという点である。ところで、この細江博士の“Present Tense” = 『直感直叙』“Present Perfect” = 『確認確述』とはなんなのかは、拙者は現在形すなわち『直感直叙』を

**現在生きている我々のBODYの外界にある自身が接している環境世界の事象や扱える事実 定理・法則を表現するもの**

と定義し、いわゆる現在形の劇的現在用法に臨場感効果が期待されるのはこうしたことからだと考える。特に完了相すなわち『確認確述』については日本語の口語で表現すると

「.....したんだあ...(それでね...)」

あるいは

「.....があったんだあ...(それでね...)」

というように話の次の展開につながるものであり時制というよりは相であろうと考える。『鬼塚の英語マニュアル』(1994)で鬼塚幹彦氏(代々木ゼミナール講師)は

“have + p.p.” は、have「関わる」と p.p.「結果分詞・過去分詞」のそれぞれの意味を一度考えた上で用いるようにします。文字どおり「具体的な結果と関わって振り返る」感じから、「その結果どうした?」という感じが出てきます(P.58)。(中略)。

“have + O + p.p.” を「継続」と分類する最大の問題点は、「2時間雨が降っている」という文を

It has rained for two hours.

だけが正しいと思ってしまうことです。「その結果どうした やんだ」という感じになってしまうこともあります。「今も降っている」のなら、原則として

It has been raining for two hours.

とします。(P.59)

このように、完了相は話の次の展開につなげるしくみであると考えられるのである

さて、今井邦彦/中島平三/外池滋生/福地 肇/足立公也著『一歩進んだ英文法』の第2章(執筆担当 中島)P.31において、完了相の相動詞haveの振舞いについて

「相動詞が助動詞として振舞っている(17a)(18a)と、普通動詞として振舞っている(17b)(18b)との相違点は、前者では法助動詞が欠けているのに対して、後者では法助動詞が現れているという点である。そこで、相動詞について次のように考えることができる。すなわち、これらの動詞は、下記(19)に見るように元来普通動詞なのだが、法助動詞がない時に限り、Modの位置へ移動していき、普通動詞から助動詞へと資格替えをする。このように動詞をIのところへ繰り上げる規則を動詞繰上げ(Verb Raising)と呼ぶことにする。

繰り上げられた相動詞は法助動詞と同じ振舞いをする。つまり疑問文では倒置され、動詞句削除(VP Deletion;反復しているVが「省略」される現象)では削除を免れる。(17b)(18b)のようにModのところには法助動詞がある場合には動詞繰上げが阻まれるので、相動詞は本来のVの位置に留まっていなければならない。そのために、普通動詞として振舞うことになるのである。」

(17)

a. Have you finished it?

b. Will you have finished it by tomorrow?

(18)

a. She has finished it, and he has \_\_\_ too.

b. She will have finished it by tomorrow, and he will \_\_\_ too .



ここで、図(19)から、have + P.P.が時制要素(Tns)とは分離されている点、つまりいわゆる完了時制が認められていない点に着目すると、やはり完了時制は存在しないかと考えられる。同著P.32において「相動詞は時制の変化を受ける。be動詞ならば現在形ではam/are/is、過去形ではwas/wereとなり、have動詞ならば現在形ではhave/has、過去形ではhadとなる。これは相動詞の移動先であるIの下にTnsがあり、それとの関係で語形変化するためである。」とある。ここでも完了相はひとつの時制としては不完全であり、やはり完了時制は存在しないかと考えるところである。ところで、相動詞haveを元来普通動詞であると認めながら、「資格替え」などするのは少々無理があり、これは机上のつじつま合わせに過ぎない。その時その時によって、haveの文法上の品詞が変わるのでは便利が悪いし、英文法がより複雑化してしまう。だいたい品詞などというものを一々話者が考えているはずもないし、やはり、完了相は普通動詞haveのひとつの用法として扱う方が無理がないし、わかりやすいのである。

**動詞句削除についての本論の見解**

「動詞句削除VP Deletion:反復しているV'が省略される普通動詞のあとにBと二重の時制を帯びたAし



## (2) 時制の一致

だいたいにおいて、主節の動詞が過去形るときには従節の動詞は過去形または過去完了形をとり、これを時制の一致という。時制の一致には例外もあるが再度次の例を検討したい。

I think it is right. (それは正しいと思う)

I thought it was right. (それは正しいと思った)

I thought it had been right. (それは正しかったと思った)

ここで主節の動詞が過去形であるとき、従節の動詞は現在形や現在完了をとることができない。意味論的に考えると従節には過去を表す現在完了時制がきてもよいはずであるが、“時制の一致”の屈折的影響を受けるのはhaveの部分のみであり、その本来、目的補語に当たる部分は影響を受けない点であり、たとえ完了時制という時制帯が存在してもそれは意味論的な影響を受けないという点である。すなわち、主節の動詞が過去形るときには従節の動詞は過去形または過去完了形をとり、これを時制の一致というが、過去は現在完了でも表せるため、主節の動詞が過去形るときには従節の動詞は“過去”と勘違いして従節の動詞に現在完了をとる学生が出てくる可能性があるのである。やはり、時制の一致や仮定法の問題を解く時には、一度その時間的文意から離れ、現在完了は現在形として、過去完了は過去形としてhave(had)のみを見て形態的に処理するほうが混乱がないのである。

さて、英語の実際の場面で、常にセンテンス上にある2つ以上の動詞あるいは助動詞についての時制の一致を気にかけて流暢に発話するのは非常に困難なことであるし、普通そんなことに気持ちがいっただら話すことはできない。ヒトが発言するときには通常、何かひとつの伝達事項について考えながら気持ちをいれて発話していくものであるからである。とくに、従来の時制論において視点は最低でも3つあり、さらに、完了時制を加えたり、仮定法を特別事項として加えるなど、とても実用に耐えないものであった。時制の一致の本質は、の同じ事柄について述べるときは、SVごとと同じ時制を使いなさい(\*大原則：時制の切替は、Vで行う。情報の単位はSVごとである。)というところであるが、SVごとにそのSVに適切なモードを使えば結果として合ってくるであり、実際もその場その場で決定しているはずである。本論では、その時その時(SVごとの)動詞の形態をBODYの外の世界の話かMINDの中の世界の話かで現在形か過去形か判断する。また、発話に気持ち(主観法と客観法という視点)が入れば主観語(助動詞)を入れるだけのことで、完了も仮定法も別に気にするものではなく、非常にシンプルである。

## B. 現在形

### 1. 直説法現在とは

細江博士は言語に表す世界は、具象の世界と心の世界との二つであるとし、まず、細江博士の暫定的な分類をみてみよう。『動詞綴法の研究』(昭和8年 泰文堂 P.42)において

“Present Tense” = 『直感直叙』の語形

“Present Perfect” = 『確認確述』の語形

“Past Tense” = 『回想叙述』の語形

“Future Tense” = 『想像(推測)叙述』の語形

とした。また、『動詞綴法の研究』P.3-P.5の「二つの世界」によれば、言語に表す世界は、具象の世界と心の世界との二つであり、直説法現在は具象の世界を表すものであり、直接的に時を表すものではないとした。

吾々は生を具象の世界に営み、己の感覚に訴へてその中に現はるゝ諸の事象を觀、必要に感じてその觀るところを言語に写して発表する。(具象の世界)

Dogs run. (犬が走る)

Stars twinkle. (星がまたたく)

Those grapes are ripe. (あの葡萄は熟して居る)

これをふまえ、先に述べたことを繰り返すが、“Present Tense” = 『直感直叙』“Present Perfect” = 『確認確述』とはなんなのか、拙者は現在形すなわち『直感直叙』を現在生きている我々のBODYの外界にある自身が接している環境世界の事象や扱える事実・定理・法則を表現するもの

と定義し、いわゆる現在形の劇的現在用法に臨場感効果が期待されるのはこうしたことからだと考える。特に完了相すなわち『確認確述』については日本語の口語で表現すると

「.....したんだあ...(それでね...)」

あるいは

「.....があったんだあ...(それでね...)」

というように話の次の展開につなげるものであり時制というよりは相であろうと考える。

#### a. 単純現在 環境に起こっている生(なま)の事象の表現

- b. 普遍の真理 我々が利用したり加工したりできる真理の提示
- c. 劇的現在 単純現在の生(LIVE) 感覚を利用した臨場感効果の表現

## C . 過去形

### 1 . 直説法過去

細江博士は言語に表す世界は、具象の世界と心の世界との二つであるとし、直説法過去形については『回想叙述』とし仮定法もこれに含まれるものとした。『動詞綴法の研究』(昭和8年 泰文堂) P.3-P.5の「二つの世界」によれば、言語に表す世界は、具象の世界と心の世界との二つであり、たいたい直説法過去形(単純過去、仮定法)については次のようにまとめられる。

吾々が存在する世界は、常にその如き事実現象のみに成り立つ具象の世界ばかりではなく、そこに吾々の経験が呼び起す別個の世界がある。それは吾々の心の世界である。(心の世界)

I will eat them. (あれを喰べよう)

Were they sour, I would not eat them. (酸つぱければ喰べない)

文法上の原則的解釈によれば、その如く、陳述せらるゝ事柄の、言者の心中に於ける影象様式の異なるにつれて、言ひ換えれば其事柄が、言者の脳裡

## 2. PEの仮定法

### (1) 仮定法概観

#### (a) 仮定法の構造

仮定法の基本は、仮定法ではない文すなわち直説法の現在形を、わざと過去形に変えれば良いが、直説法過去による仮定法代用のしくみはだいたいにおいて次のようになっている。

仮定法条件節

S + 過去形(想像を表す) + ~ ,

客観法の使用による情報の一般化(客観化)をはかり、素材として聞き手と話し手とが共通にイメージしたり考えたりできるようにするのである。ただし、イメージさせるのは過去形的作用である。素材とは時枝貞己のいう詞である。

仮定法の帰結節

S + 助動詞(話者の主観であるという情報) + V

過去形(想像を表す)

主観法により話者の個人的主観であることが示されるのと同時に、過去形により想像上の話だとわかり、イメージを起こさせる(考えさせる)。主観法は時枝貞己のいう日本語文法の辞である。

詞 表現内容を、素材化(客体化、概念化)の過程を経て表現するもの、客体的表現

辞 表現内容を、素材化(客体化、概念化)せず、そのまま直接に表現するもの、主体的表現

第三者或は第二人称者の感情意志等は、本来、話手に対立した事柄であるから、「辞」として表現することは出来ない。

ただし次の場合は辞ではないとすべきか？

> 助動詞がSの意志を表す場合で話者の主観によるものでないとき

If you would V ~ , SV ~ .

君が~するつもりなら

条件節は客観的なものでなければならぬが、この条件節の主観法wouldはSの意志willを客観的に表す。誰が観ても一般的にYou will V ~と受け取る場合を設定したものであり、一般的で話者に限定しない主観としての条件を客観的に表すから正しい。

とすれば少なくとも英語においては“第三者或は第二人称者の感情意志等は、本来、話手に対立した事柄であるが、「辞」として表現することが出来る。”とすべきであり、時枝氏の日本語文法はあてはまらない。

If it should V ~ , S + 直説法現在willまたは直説法過去would ~ .

万一~するとしたら

この条件節の主観法 should は話手の意志を客観的に表すというよりも、客観的に話者と聞き手が It should ~ と考える場合を提示している。この条件節の主観法 should は意味的には仮定法か直説法か判別しにくい。ただの直説法の条件節に It should ~ があるだけなのか、仮定法により It shall ~ が It should ~ に変形したのかは曖昧である。故に帰結節には仮定法過去(直説法過去)と直説法とのどちらか来てもよいのである。現に、仮定法で帰結節に直説法現在の will が来るのは条件節に主観法の should があるときだけであり、それはこの条件節の主観法 should が意味的にも形態的にも仮定法か直説法か曖昧であるためであろう。

#### (b) 仮定法の消滅と法助動詞

宮内秀雄氏の『法・助動詞』によれば

OE では直説法と仮定法は屈折語尾が違ったが PE では was(直説法)と were(仮定法), is(直説法)と be(仮定法), その他三人称単数現在で直説法は -s がつくが仮定法ではつかないという場合以外には語形の区別がなくなった。また、直説法が仮定法の代用として用いられることが多くなったことは細江博士が「叙法の研究」のなかでくわしく扱っておられる。(中略)。ごく古い英語では非現実と現実は大体において区別され、仮定法と直説法は語形上でも区別された。その代り時制は仮定法と直説法では区別がなかった(宮内秀雄 100-101)。

仮定法が直説法過去と紛らわしいことはある種仕方ないことである。例えば d と言った場合、それが I would の可能性と I had の可能性があり、同時にそれが直説法過去なのか仮定法なのかは、その部分だけでは曖昧である。その理由は英語史上にある。法助動詞の発達とともに英語文法の仮定法の動詞屈折形がほとんど消滅し、代わりに直説法過去がその用をすますようになったからである。“仮定法の古い用法は、そのほとんどが直説法か、法助動詞を用いた迂言的な構造に姿を変えている(『歴史的にさぐる現代の英文法』149)。”その意味では、形態的な文法上の仮定法はほぼ消えたといってよい。従って、文法をシンプルに考えた場合、直説法過去の用法としては 単純過去(回想)と 叙想法との2つを紹介しなれば、完全とはいえず、過去形=過去という固定観念を拭き去ることはできない。すなわち、直説法過去のカテゴリに仮定法が吸収され、實際上、直説法というMoodに存立するMoodは命令法のみとなるわけである。本来の仮定法の形式の使用はほとんどないものであるという観点から、参考までに『ロングマン応用言語学用語辞典』(1988)を参照しておく。

**mood** /mu:d/ n 法

(3) **仮定法 (subjunctive mood)**: しばしば不確定な事実, 願望, 要求などを表すのに使われる動詞の形式。直説法とは違って, 仮定法は通例事実と反するあるいは仮定的な状況に言及する。英語では, 仮定法の形式が使用されることはもはやほとんどない。現存する数少ない形式は次のとおりである:

- (a) *be* 動詞の *be* (仮定法現在) と *were* (仮定法過去)。  
(b) 互換の形式, たとえば *have, come, sing* (仮定法現在のみ)。

仮定法の形式は, 以下のように今でも時々使用される:

- (a) ある動詞の後の *that* 節, たとえば:  
*It is required that he be present.*  
*I demand that he come at once.*

- (b) 節における *be* の仮定法過去, たとえば:

*If I were you, I'd go there.*

- (c) *I* つかの固定した表現, たとえば:

*So be it.*

言語範疇の中で一番形態上の変化が著しかったのは動詞類である。分詞や助動詞を用いることによって、高度に複雑で微妙な時制と法の組織が徐々に発達を遂げてきた。形式上は簡単に見えるこの組織の内容は複雑であるが、同時に無駄が少なく効果的である（『英語発達小史』P.306）。

文法形式は簡単で、意味内容は複雑なものまで表現できるというのが英語の最終形なのであろう。

さて、『歴史的にさぐる現代の英文法』の児馬 修氏の解説P.142(仮定法とは?)によれば

意味的には、直説法が、文の表す内容に対して、それが事実であるとみなす話者の心的態度を指すのに対し、仮定法は、事実でない(非事実)とみなす心的態度(詳しくは後述)を指す。形式的には、今述べた仮定法の意味(非事実)を表す文法上の仕組み、とくに、直説法とは異なる独自の動詞の語形そのものを指すと考える。(中略)例えば、次のような例は、仮定法(過去、過去完了)と呼ばれているが、意味的には仮定法と呼べるものの、動詞の語形をみた場合には、直説法と区別されているわけではなく、本節の定義では仮定法にならない。

- (1) a. *If she tried harder next time, she would pass the examination.*  
b. *If they had invited him to the conference, he would have attended.*

いっぽう、次の例は、直説法の動詞の語形とは異なる形をもっており、仮定法の例となる。

- (2) a. *I wish she were not married.*  
b. *The committee proposed that Mr Day be elected.*

ただ、PE の場合、(2a)は口語では、*I wish she was . . .* で直説法と同形になるし、(2b)はアメリカ英語の特徴であって、イギリス英語では . . . *Mr Day should be elected* のように助動詞が用いられるので、PE では仮定法はほとんどなくなっている、といってもよい。

### (c) 動詞の無屈折語化傾向

英語は無屈折語化していく。英語には名詞の文法上の性や格の消失や軽減化傾向が目立ち、形容詞の比較級や最上級に *more* や *most* を使う頻度と傾向が高くなるなど、無屈折語へ向かう変化の傾向があちこち見られる。

無屈折語への変化は英語において過去何千年にもわたって進行し、中国語やベトナム語では完結したものとなっている(P.285『英語発達小史』Henry Bradley)。

現代英語において本来古英語にあった仮定法は、*were* および仮定法現在を除けばその痕跡はもはや見とめられなくなっているが、これもまた無屈折化傾向に沿ったものであると考えられる。仮定法は最近のアメリカ英語においては復活の兆がみられるともいわれる。これは、仮定法の盛衰が文法形式上の変化であり、衰退したといわれてもその意味する世界がなくなったわけではないことを示している。仮定法に過去形を使うのは心の世界を過去形で表わすことと実質的に等しい。

### (d) Ifのない仮定法

Ifのない仮定法は形態的に直説法過去であるから、仮定法が直説法過去の単純過去と紛らわしいことはある種仕方のないことである。『英語発達小史』Henry Bradleyを参照すると、次のようである。

今日知られている言語で意味の曖昧さを招く恐れのないような完全な言語は存在しない(P.85)。

古期英語には未来を表わす特別な形式はなく、時制形式はただ二つ、過去時制および現在・未来時制のみであった。(中略)英語は未来の出来事が話し手の意志に関わるか否かによって、*will* または *shall* という助動詞を当てることになった。ただし、話し言葉ではいずれの助動詞も弱まって||となり、両者の区別は曖昧になっている。それで今日 || *be there*. というと、未来時と弱い意図の両方が表わされることになる。(P.305)

次の例は形態論の輸入書で恩師である中澤和夫先生の英語学演習 で使用した教科書の中でみつけた突然の過去形(仮定法)実例であるが、これは仮定法であろうと拙者は思うのである。

Noun-derived adjectives are far less numerous than adjective-derived nouns. Such long-established examples as *level, dainty, shoddy, bridal, were* probably, as Jespersen suggests (MEG, 3.82), helped in the direction of adjective-hood by the accidental similarity of their endings to those typical of adjectives. Some other examples are *game, commonplace, partisan, matter-of-fact, average* (Valerie Adams 19).

根拠としては英語は直説法現在と直説法過去とがあれこれ混在するものではなく、この例ではまわりは直説法現在なのに対し、突然一行だけ生じた直説法過去だからである。とくに文法の論文などは現在形のもつ「普遍の真理」の表現の頻度が高い性質のものであるし、ここでも、「おそらく...だった」という単純過去の意に書いたのであれば、おそらく現在完了のhave beenを使うはずなのである。また問題箇所はwere probablyと仮定法帰結節にしては助動詞がみられないが、助動詞構文は昔はなかったことを考えても、本来、主観表現には必ずしも助動詞を必要としないのであり、以上のような視点からこの直説法過去は仮定法と推定できるのである。英語の過去形を見たら単純過去か仮定法かと考える習慣をつけるべきである。

さて、仮定法を教える際に、間違っただけではないことは、Ifがあるから仮定法？**なのではない**ことである。過去形だから仮定法を疑うと説明すべきである。従属節のない帰結節だけのセンテンスがあっても、これはif節の省略でもなんでもなく、帰結節に過去時制が使われているから、まず単純過去を疑い文脈に合わないとき、これは仮定法だろうと判断するだけのことである。

また、仮定法には過去形を使うという説明をなすべきところを、時制をひとつ落とすなどと説明しないようにしたい。この一言で、学習者は過去形の代わりに、現在完了形を誤用しかねない。もっとも、時制論で現在完了形を現在形から独立させて説明するからいいのであると考えているのであるが、これについては後述したいと思う。仮定法を論じる上では、助動詞と時制の見方が重要なのです。

<仮定法と単純過去との区別の実際>

小説を読むと、現在の場面は徹底して現在時制が用いられ、回想の場面は徹底して過去時制で述べられていることが多い。表現のテクニックとして回想シーンに現在時制を用いて臨場感を出すこともあるので全てがそうだとは言わないが、基本としては上の通りであろう。さて、いまここで現在時制の部分はずっと読んで来たところだとする。ところが突然、過去時制の嵐に見舞われ、過去の回想シーンかと思って読むとどうもコンテキストに合わない.....なんていう経験はないだろうか。その場合に仮定法を疑ってみるのである。実際は、仮定法条件節が出てくるのは最初の一行だけで後は帰結節だけであるとか、もしくは条件節のない仮定法であることも多いはずであり、仮定法を指導する際にif節を強調することは、反って混乱を招くように感じます。また、実際の対話で仮定法を使う時は、頭の中で仮定法過去完了か過去か・などと悩む間などないのであり、こうした実用性の弱さが文法批判を生んでいる原因であろう。ここでは「仮想の話には過去形を使えばよい」ということだけわかっただけで、済むはずである。

### (e) 直説法現在のIfと直説法過去のIf

以上のような観点から学校文法で区別される仮定法と直説法条件節のIfはどこが違うのか考えてみると、結論として全く同じものであるといえよう。Ifは条件節を導いているにすぎないのである。仮定法はIfが創るのではないのであり、法は現在形か過去形かの違いで生じるものなのである。繰り返すが、現代の仮定法は直説法過去によって代用される。仮定法は仮定法現在という不定詞を使う用法とwereが残存するのみなのである。

## E . 不定形

### 1 . 命令法と仮定法現在

命令法を考える際に、命令的接続法(『現代英語文法大学編 P.76)や仮定法による命令(『歴史的にさぐる現代の英文法 P.140)を鑑みると、仮定法現在は本当に仮定法なのであるかという疑問がわいてくる。仮定法現在は要求、命令、提案などを表す主節の動詞の目的となる従属節中の動詞が不定詞となる現象であるが、もともと仮定法が意味論的に命令法に近い内容を示すことがあり、仮定法現在の従属節の内容は命令法に主語がついたような形をしている。意味論的にも従属節の内容は命令文との差異はないものと思われる。現代のイギリス英語では仮定法現在にshouldを加えた形、すなわち、直説法で助動詞の過去形を用いた表現に代わってしまっている。たとえば野球の選手がバッターボックスでストライクをとられた時に、“Should have !” (畜生！やるんだった！)とつぶやくことがあるというのだが、これは“I should have done....”の省略形ともとれるが、命令法も主語の省略形といわれることから、この“Should have !”も命令法になるのではないだろうか。あるいは、命令法こそ“I should have done....”の省略形と同意ということかもわからない。助動詞構文は命令法より新しいもので後発であるため、命令法が“I should have done....”の省略形ではありえないが、将来的に命令法が“Should ~ !”の形の省略形として、すなわち、今日の仮定法と同様に命令法が直説法の助動詞構文で説明される日が来る可能性はあるだろうか。ここで“Should ~ !”は意味論的に“命令”というよりも“後悔”であるし、形態的にも直説法過去形による思考内世界の表現であるから、命令を表すには直説法現在のほうが外界に実現される感覚としてふさわしい。すなわち、命令法は直説法現在のとき“命令”、直説法過去のとき“後悔”を表すといつてよいであろう。ただし、“Should ~ !”のような命令法過去(直説法過去)の助動詞の省略はありえない。直説法現在と紛らわしいからである。第一、仮定法現在は仮想世界の表現であり、命令法現在は外界への表現である。命令文は直説法現在の助動詞の省略形として説明されることは可能であろう。おそらく命令はwill(直説法現在)の省略と説明される。すると事実上全ての法が形態的に直説法現在と直説法過去との2法に収束することとなる。過去の話も仮想の話も後悔(命令法過去形)も不定詞句も頭の中の話であり、MINDの世界の話である。やはり英語の形態的な2時制は守られるわけである。

# ・まとめ

さて、直説法には、BODYの外世界(環境)の直説法現在形と思考内世界の直説法過去形との二つが存在し、前者は**外世界 Mood**であり、後者は**内世界 Mood**である。外世界(REAL UNIVERSE)は当たり前で現在を示すことについては許されている(過去を体験することはナンセンスである)のだが、時間に左右されないという『普遍』という語の語義から考えても、定義や普遍、一般の事項について時間軸上で議論するのには無理があった。また、内世界(DREAM UNIVERSE)は、過去形という文法用語で過去の用法を代表することで生じる誤解から、仮定法で現在完了が使われない理由が説明できないだとか、will(未来)の過去形 would(未来の過去)が説明できない、had betterがなぜ過去の話じゃないのかが説明できないなどといった弊害を生んでしまった。内世界 Mood は、外世界 Mood と同様の現在を示すと思考内世界でありえず、仮想の話は実世界に未実現であるか、非実現の事項でなければならぬ。既実現の事項すなわち過去の話は夢想、回想として考える。さらに、過去時制には含まれない事項として、不定詞を夢想世界モードの概念の一部として取り込んだ。このような視点から、時間軸上で考える時制という観点を排除することが可能になったのです。

時間軸上で考える時制という考え方は、過去形、現在形、未来形の少なくとも3つのモードを考えた。さらに、完了時制という概念を加え、過去完了形(大過去)、過去形、現在完了形、現在形、未来完了形、未来形などすれば6つの時制が必要になった。これに進行形とか完了不定詞の概念も加えると大変複雑なものになってしまったりするが、我々は頑固してきた。どんな文法にせよ、英語が最終的に使いこなせたら終わりには違いないのだが、基礎はなるべく簡素にあるべきだと思う、そこに矛盾やごまかしがあるべきではない。

本論では、上記の**外世界 Mood**と**内世界 Mood**という形體的2時制論と**主観法**と**客観法**という視点との組み合わせで英語の時制と法とを考えてきた。そこには、もはや、かつての時制=時間という観念にとらわれるものはない、動詞が形體的に2時制であるというように選択肢が少量の分、Mood シフトに悩まずに済むし、時間もかからないという利点がある。また、時制という観念にとらわれないということは、時制の一致ということも考えなくて済むということである。

さて、日ごろ例外事項として特別に説明しないとわからないものや関連する事項をまとめとして並べてみたつもりである。

<SAMPLE >

過去形は過去の世界(回想)と仮想の世界を表す。帰結節だけで仮定を表せる理由、仮定法が過去形である理由、had betterが、過去ではない理由、仮定法に現在完了が使われない理由もこれである。本論では仮定法の説明はおよそ1行の理論で足りるのです。willの過去形wouldについて、未来の過去って何ですか?と聞かれたら、これを答えればよい。

現在形は現在、過去形は過去を必ずしも表さない理由は、意味論と時制論は関係するかもしれないが、文法と時制論は無関係であるからである。過去形は時と無関係である。現在形も時と無関係である。

過去を表現する方法には、過去形と、現在完了を使う方法とがある。ひとつには決まっていらない。

『If』があるから仮定法?』という見方は間違いである。仮定法と直説法条件節Ifはどこが違うのか。結論:全く同じものです。仮定法は過去形が創るのであり、Ifによるものではありません。

未来形および未来時制は存在しない。未来のことは主観でしか言えない。主観を表現するには助動詞を使うことが多い。

現在完了というものは、現在形である。そして現在ではない。

過去形 will (備) / 現在形 will (備) のel I will (備) 使う所(仮定法)を盗用 ; (a)h? 。fn () クる ; リット . q,8,ク= '挺ネ。過 hなく浪羨mいうミig

# 引証資料リスト

Raymond Murphy. English Grammar in Use Second Edition. Cambridge University Press. 1994

江川泰一郎『改訂三版英文法解説』金子書房1991.

渡部昇一, PHP新書『英文法を撫でる』PHP研究所, 1996.

松浪 有 編『英語学コース [2] 英文法』秋元実治、成田圭市、松浪 有、村田勇三郎 共著、大修館書店, 1988.

細江逸記『動詞綴法の研究』泰文堂昭和8年.

細江逸記『動詞形制の研究』泰文堂昭和7年.

細江逸記『精説英文法汎論・改訂新版』（篠崎書林、1966）

宮内秀雄, 英文法シリーズ第13巻 『法・助動詞』研究社, 昭和30年

池上嘉彦『「する」と「なる」の言語学』大修館

中川信雄『英文法がわからない!?!』研究社, 1996.

Sidney Greenbaum, Randolph Quirk『現代英語文法大学編・新版』池上嘉彦・米山三明・西村義樹・松本曜・友澤宏隆 訳、伊國屋書店, 1995.

今井邦彦/中島平三/外池滋生/福地 肇/足立公也著『一步進んだ英文法(第6版)』大修館書店, 1996, 初版1989.

中尾俊夫・児馬 修 編著『歴史的にさぐる現代の英文法』大修館1990.

時枝誠記『国語国文学大系 現代の国語学』1956.

時枝誠記『日本文法 口語篇』岩波全書1950.

Henry Bradley著 寺澤芳雄訳『英語発達小史』岩波文庫1982.

Valerie Adams, AN INTRODUCTION TO MODERN ENGLISH WORD-FORMATION, 第7版LONGMAN, 1997, 初版1973

『ロングマン応用言語学用語辞典』1988

鬼塚幹彦『鬼塚の英語マニュアル』代々木ライブラリー, 1994

小倉 弘『受験英語禁止令』研究社, 1998.

澤田治美『視点と主観性 日英語助動詞の分析』ひつじ書房, 1993

連絡先

〒211-0035 神奈川県川崎市中原区井田2 33 49 林 靖久  
/fax 044-751-6741 携帯09042226184

URL: <http://w3.mtci.ne.jp/> apricot  
E-mail: [apricot@mtci.ne.jp](mailto:apricot@mtci.ne.jp)

## 付録：「新・英文法頻出問題演習 / 伊藤和夫編 / 駿台文庫」で考える解説の実際

### 法 (M o o d)(一部改変)

#### 仮定法と副詞節

##### 1 . If ...仮定法過去

###### 【従来の解説】

If 節中で**仮定法過去**を使うと、**現在の事実**に反する**仮定**が示される。  
この場合、主節では**現在の事実**に反する**帰結**を示す**助動詞の過去 + 原形**が用いられる。

If it ( ) not ( ) the sun, no living creatures could exist on the earth.

太陽がなかったら、地上に生物は存在できないだろう。 were, for

What ( ) you do, if you were in my place? (名大)

あなたが私の立場にいたら、何をしますか? would

I do not tell you because I do not know it. = If I ( ) it, I ( ) tell you. (法政大)

「あなたにお話ししないのは、知らないからです」 = 「知っていたら、お話ししたのですが」 knew, would

###### 【解説】本論では次のように説明する。

If 節中で過去形を使うと、過去形の作用により、現実(L I V E な世界)とは別のパラレルな世界(仮想、回想の世界)が提示される。

すなわち、過去(回想)の話と仮定(仮想)の話は過去形で表すという文法規則であると解する。過去形は時間とは無関係に存在する法形

である。この場合、仮定の結末は主観でしか言えないから主節では助動詞を用いることになる。助動詞 = 主観語と定義したい。このとき、これは現実とは別のパラレルな世界の話であるから主節の助動詞も勿論、過去形になる。つまり、If は単に条件節を作るだけであって、実は If 節や If がなくても仮定法が表せるのは、仮想が単に過去形による作用だからである。これで直説法条件節の If と、仮定法の If との間の区別は、事実上無くなるので、学習者の混乱も軽減されることになる。また、If があるから仮定法であると分析するのは誤りであり、これは条件節の主動詞が過去形だから仮定法を疑うと考えなければならない。仮定法で直説法の現在形から時制をひとつ落としても、現在完了時制が使われないという理由もここから説明可能である。ちなみに直説法過去形は仮定法過去完了形になる。

##### 2 . If ...仮定法過去完了

###### 【従来の解説】

If 節中で**仮定法過去完了**を使うと、**過去の事実**に反する**仮定**が示される。

この場合、主節では**過去の事実**に反する**帰結**を示す**助動詞の過去 + have + p.p.**の形が用いられる。

この場合、主節では



【解説】本論では次のように説明する。

If 節中で過去完了形を使っても、完了形という動詞の変化形が新たに存在するわけではない。

つまり、完了形は単に動詞 have のひとつの用法に過ぎない。

過去完了形では、have の過去形 had の作用により、現実(L I V E な世界)とは別のパラレルな世界(仮想、回想の世界)が提示される。

すなわち、過去(回想)の話と仮定(仮想)の話は過去形で表すという文法規則であると解する。過去形は時間とは無関係に存在する法形である。

この場合、仮定の結末は主観でしか言えないから主節では助動詞を用いることになる。助動詞 = 主観語と定義したい。

このとき、これは現実とは別のパラレルな世界の話であるから主節の助動詞も勿論、過去形になる。

仮定法で現在完了形が使われないのは、現在完了形が現在形 have のひとつの用法に過ぎないからである。

ここでもやはり現在完了形という動詞の変化形が新たに存在するわけではない。つまり、現在完了形は現在形として扱う。

さらに現在形もまた、過去形と同じく、時間とは無関係に存在する法形である。

普遍一般の原理や法則を表すときは現在形を用いるが、この用法の現在形が従属節で用いられている場合は、

主節の動詞が過去形でも時制の一致の規則を適用されないという文法規則が知られていることを、その根拠とする。

現在形が表す世界は、生(なま)の世界であり、現実(L I V E な世界)である。現在形は我々が今、接することのできる情報を表す法形である。

### 3 . If ...should, If ...would, were to

【従来の解説】

If ...should..., ...would(will),etc. +原形... を使うと、現在または未来についての**実現性の少ない仮定**が示される。

「万一...ならば」の意で、主節には**直説法または仮定法**が用いられる。

If it ( would, should, is ) rain tomorrow, they will not go.

万一あした雨が降れば、彼らは行かないだろう。 *should*

【解説】本論では次のように説明する。

If 節中で助動詞の過去形を使うと、まず過去形の作用により、現実(L I V E な世界)とは別のパラレルな世界(仮想、回想の世界)が提示される。

すなわち、過去(回想)の話と仮定(仮想)の話は過去形で表すという文法規則であると解する。過去形は時間とは無関係に存在する法形である。

次に、助動詞は主観語(どのように感じたか、考えるかを表す語)であるが、shall は話し手の主観を示し、ある事柄を判断や意志や願望の通りの型にはめようとする意志を示す語であるから、つまり、その過去形である should は SV ~ を型にはめる場合を**想定する語**ということになる。

この場合、If 節は、話し手の主観の型にはめる場合を**想定する条件節**である。さらに仮定の結末は主観でしか言えないから主節では助動詞を用いることになる。このとき、仮定の結末が、100%確実に決まっていれば直説法、つまり現在形 will や命令法を使う。

また、仮定の結末が現実とは別のパラレルな世界の話、つまり主観の域を越えない程度の話であれば主節の助動詞も勿論、過去形になる。

また、If は単に条件節を作るだけであって、それは仮定法でも直説法でも意味上の差はないことはここでも変わらない。